

商工組合等の留保所得の特別控除額の計算に関する明細書

事業年度		・ ・ ・	法人名		
所得金額の計算 総所得金額の計算 所得金額に係る社外流出額の計算 留保金額 繰越利益積立金額の計算 (14)の 改定留保金額の計算	所得金額総計 (別表四「35の①」)	1	円	改定人税留保の計算 住民税の計算 積立金限度額の計算	円
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)及び別表七(二))	2			26
	所得金額 (1) - (2)	3			
	法人税額の還付金等(過誤納に係る還付金を除く。) (別表四「21」)	4			27
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(二)「42」)	5			28
	収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(六)「18」、「33」、「38」、「43」及び「48」)	6			29
	総所得金額 (3) + (4) + (5) + (6)	7			30
	所得等からした剰余金の分配額	8			31
	社外流出額 (別表四「32の③」)	9			32
	剰余金の分配額 (別表四社外流出配当)	10			33
	差引社外流出額 (9) - (10)	11			34
	同上のうち所得金額に係るもの $(11) \times \frac{(3)}{(7)}$	12			35
	所得金額に係る社外流出額 (8) + (12)	13			36
	留保金額 (3) - (13)	14			37
	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」) - (41)	15			38
	合併により引き継いだ利益積立金額	16			39
	組合員の脱退により払い戻した利益積立金額	17			40
	繰越利益積立金額 (15) + (16) - (17)	18			41
	(14)の $\frac{68}{100}$ 相当額	19			42
	課税所得金額 (13) + (19)	20			43
	特例税率の適用がある場合 ⑳のうち年800万円相当額以下の金額の18%相当額 $800\text{万円} \times \frac{\quad}{12} \times 18\%$	21			44
	⑳のうち年800万円相当額を超え年10億円相当額以下の金額の22%相当額 $99,200\text{万円} \times \frac{\quad}{12} \times 22\%$	22			45
	⑳のうち年10億円相当額を超える金額の26%相当額 $(20 - 10\text{億円} \times \frac{\quad}{12}) \times 26\%$	23			46
	上記以外の場合 ⑳の金額又は800万円 $\times \frac{\quad}{12}$ 相当額のうち少ない金額の18%相当額	24			47
	⑳のうち年800万円相当額を超える金額の22%相当額	25			

別表十四
平二十三・四・一以後終了事業年度分

別表十（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、協同組合等が措置法第61条第1項《商工組合等の留保所得の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 商工組合等の留保所得の特別控除の規定の適用を受ける場合に、その事業年度にその事業を組員等以外の者に利用させたときは、その利用分量の額と組員等の利用分量の額とを別紙に記載して添付してください。

(注) その事業を組員等以外の者に利用させた場合に、その事業年度中に組員等以外の者に利用させた利用分量の額が組員等の利用分量の額の100分の20（原則）を超えるときは、留保所得の特別控除の規定の適用を受けることができませんから御注意ください。
- 3 「所得等からした剰余金の分配額8」は、次の表に基づき計算した「13」の金額を記載します。

所得等の金額の合計	所得金額総計 (別表四「35の①」)	①
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)及び別表七(二))	②
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「12」又は「24」)	③
	所得等の金額 ①－②＋③	④
総	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(二)「42」）	⑤

所得金額の計算	収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(六)「18」、「33」、「38」、「43」及び「48」)	⑥
	肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(七)「22」)	⑦
	総所得金額 ④＋⑤＋⑥＋⑦	⑧
支払配当等の金額	当期の支払配当等の金額	⑨
	総所得金額からした配当等の金額 (⑧と⑨のうち少ない金額)	⑩
	所得等の金額からした配当等の金額 $⑩ \times \frac{④}{⑧}$ (①が欠損の場合 $⑩ \times \frac{③}{③+⑥+⑦}$)	⑪
受取配当等の益金不算入額 ③		⑫
所得等からした剰余金の分配額 ⑪－⑫		⑬

- 4 「当期に係る剰余金の分配額42」は、措置法令第37条第2項第3号《商工組合等の留保金額の計算》に掲げる金額のうち剰余金の分配額を記載します。
- 5 「税額計((21)＋(22)＋(23)＋(26))又は((24)＋(25)＋(26))27」は、措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、別表一（二）「8」の外書の金額を上段に外書として記載し、「法人税額(27)－(28)－(29)30」の記載に当たっては、その外書きした金額を(27)に含めて計算します。